

長野広域連合監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、広域連合長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成28年3月10日

長野広域連合監査委員 鈴木栄一

塚田正平

## 措置の通知書

平成 27 年度 定期監査(27 広監第 9 号)

施設名：特養松寿荘

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p><b>1 収入に関する事務</b></p> <p>現金受領日計総括表の出納員確認欄に、出納印が押印されていないものが見受けられた。</p> <p>出納員は、記載内容及び金融機関への入金状況を確認の上、出納員確認欄に押印すること。</p>	<p>出納印の押印漏れについては、出納員により金融機関への入金を確認し、押印し改善した。</p> <p>今後、寄附金等の現金受領日計総括表を作成する際は、必ず出納員による金融機関への入金状況を確認した後に押印し、決裁に際しても複数職員で確認するよう指導徹底した。</p>

## 措置の通知書

平成 27 年度 定期監査(27 広監第 9 号)

施設名：須坂荘

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p><b>1 収入に関する事務</b></p> <p>寄附物品について、寄附申出書の記載がされていないものが見受けられた。</p> <p>老人福祉施設に対する寄附金等の取扱いに関する要領に基づき、寄附申出書(様式第 1 号)により、適正に処理されたい。</p>	<p>監査後に寄附を受けた団体に寄附申出書を提出していただくよう手配し、書類整備を行った。</p> <p>今後は、寄附行為が発生した都度、要領に沿った事務処理を行うよう職員に指導徹底した。</p>